

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から63年10月までの期間及び平成元年9月から同年11月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和62年1月から63年10月まで
②平成元年9月から同年11月まで

20歳になって間もなくだったと思うが、アルバイトでの収入があり親の扶養に入れなかったため、実家の母からの勧めもあり、国民年金と国民健康保険に加入した。申立期間①については、金融機関で保険料を納付した。申立期間②については、平成元年にA区役所での年金相談で分かった納め忘れの期間であり、A区役所とB市の社会保険事務所で納付した。9年に社会保険事務所で「2冊あった年金手帳を1冊にしたので、不要のものはこちらで処分します」と言われ、年金手帳と一緒に申立期間の領収書も処分されてしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間①について、申立人は、「20歳になって間もなくだったと思うが、アルバイトでの収入があり親の扶養に入れなかったため、実家の母からの勧めもあり、国民年金と国民健康保険に加入した。」と述べているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年11月ごろにA区役所で払い出されたことが確認でき、その時点では、既に申立期間①の一部は時効により保険料が納付できない期間であり、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立人が申立人の母の健康保険の被扶養者から解除となったのは申立期間①後の昭和63年12月1日であることが確認できることか

ら、申立人の主張は不合理であり、申立人に国民健康保険の加入を勧めた申立人の母が、約2年近くも健康保険の被扶養者解除の手續を放置していたとも考え難い。

加えて、申立期間②について、申立人は、「平成元年にA区役所での年金相談で分かった納め忘れの期間であり、A区役所とB市の社会保険事務所で納付した。」と述べているところ、申立期間②は申立人がB市に転居した4年1月時点においては時効により納付することはできず、社会保険庁の記録から確認される申立期間②直後の元年12月から2年2月までの3か月分の保険料を時効間際の4年1月28日に納付したと混同しているものと推認され、ほかに申立期間②について保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年1月まで

昭和47年11月に会社を退職しA市に引っ越したが、義父から国民年金の重要性を教えてもらい、国民年金の加入手続をした。加入手続はA市B出張所で行い、保険料は妻が同年12月ごろに半年分3,300円を納付書でB出張所に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、国民年金の加入手続は、制度上、住民票のある住所地の市町村役場で行うこととされているが、申立人は、「加入手続はA市B出張所で行った」と述べているところ、申立期間当時、申立人の住民票はC町（現在はD町）にあったことが確認でき、住民票の無かったA市で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は不合理である上、A市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は「保険料は妻が昭和47年12月ごろに半年分3,300円を納付書でA市B出張所に納付した」と述べているところ、申立期間当時、A市B出張所（当時はB連絡所）では、国民年金保険料の納付はできなかったことが確認される上、申立期間において住民票が無く、未加入であった申立人がA市で保険料を納付できたとするのも不自然であり、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年8月まで
平成6年4月ごろ、市役所からはがきのようなものが届いた。国民年金が5～6か月分不足だから納付してくださいというような内容であったので、加入手続はせず農業協同組合の口座引落しで納付した。当時、妻は別に納付していたので、口座引落しで納付したのは自分の保険料だと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行わないまま農業協同組合の預金口座から引き落としで保険料を納付したと述べているが、申立期間について国民年金の加入記録の無い申立人の保険料を市役所が申立人の預金口座から引き落とすことは考え難い。

また、申立人の預金口座出入金記録（「当座性月中異動明細書」）によると、申立期間当時、申立人の預金口座から引き落としされた国民年金保険料は一人分であったことが確認される。

さらに、申立人の妻に係る市役所及び農業協同組合の国民年金保険料納付に関する記録によると、申立人とは別に納付していたとされる申立人の妻の国民年金保険料が申立人の農業協同組合の預金口座から引き落としされていたことが確認できる上、申立人の預金口座から保険料が引き落としされている期間のうち、申立人の妻が第3号被保険者に該当し、保険料納付を要しない期間については申立人の預金口座からの引き落としは行われておらず、その後申立人の妻が第1号被保険者となり保険料納付を要することとなった7年6月以降においては口座引落しが再開されていることを考えると、申立人の預金口座から引き落としされていたのは申立人の妻の保険料であったと認めざるを得ない（平成6年9月及び同年10月分については、第3号被保険者該当届の提出が遅れ口座引落しが行われたため、7年2月14日付けで保険料2万2,200円が還付され、申立人の預金口座には2月16日に入金されている。）。

加えて、申立期間の大部分について申立人は厚生年金保険に加入しており、申立人の妻は第3号被保険者の届出を行っているにもかかわらず、申立人が国民年金保険料を納付し続けていたとするのは不自然である上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月

昭和63年3月末の市役所退職時に国民年金と国民健康保険の加入が必要であるとの説明があったため、市役所の国民年金課及び国民健康保険課で加入手続を行った。保険料は市役所内の銀行で納付したので、63年4月が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金手帳は見たことは無いと述べるとともに、申立人の住所地の市に確認しても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、受け取った納付書は4月分だけであり5月分以降の納付書は届かなかったと述べているが、4月から加入し、次の就職も決まっていなかったとする申立人について、1か月分の納付書しか届かなかったとするのも不自然である。さらに、申立人の妻に係る申立期間の種別変更手続が行われたのは、昭和63年6月2日であることが市役所の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立人が記憶する1か月分（4月分）の納付書は、申立期間が納付済みとなっている申立人の妻に係る納付書であったと推認される。

加えて、申立人については、納付した保険料額や申立期間直後の厚生年金保険加入時に必要となる国民年金の資格喪失手続に関する記憶も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。